

姫路市制限付一般競争入札実施要綱

平成 6 年 4 月 1 日

最終改正 平成 25 年 3 月 25 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、姫路市が実施する建設工事及び建設工事に関連する委託業務（以下「工事等」という。）に係る制限付一般競争入札について必要な事項を定め、もって入札のより一層の競争性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「制限付入札」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う当該一般競争入札をいう。

(対象工事等)

第 3 条 制限付入札を実施すべき工事等は、次に掲げるもののうち、姫路市建設工事入札参加者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、市長が決定するもの（以下「当該工事等」という。）とする。

- (1) おおむね 1 千万円以上の工事
- (2) 前号に該当する工事のうち建築一式工事を分離発注した場合における、おおむね 5 百万円以上の電気工事及び管工事
- (3) おおむね 1 千万円以上の建設工事に関連する委託業務
- (4) 前 3 号に掲げる工事等のほか、特に必要と認められる工事等

(入札参加資格)

第 4 条 入札に参加する者に必要な資格は、競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示」という。）第 3 項第 1 号又は第 2 号に定めるもののほか、次の各号に掲げる資格のうち必要なものとする。

- (1) 告示第 5 項の規定に基づく業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 当該工事等において、市長が指定する業種について、告示第 3 項第 1 号ウに規定する許可又は同項第 2 号イに規定する登録を有し、かつ当該業種が登録名簿に登録されていること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の結果における当該業種の総合評定値が、市長の指定する数値以上であること。
- (4) 当該工事等と同種・類似工事等の実績を有すること。
- (5) 当該工事等の公告の日から落札決定の日までの間において、姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）による資格制限及び姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定）の規定による指名停止を受けていないこと及び同要綱の措置要件に該当しないこと。
- (6) 当該工事等に配置できる主任技術者又は監理技術者を有すること。
- (7) その他市長が適当と認めた資格を有すること。

- 2 前項の必要な資格については、審査委員会の審議を経て、市長が工事等ごとに定めるものとする。

(公告)

第 5 条 制限付入札を実施する場合は、別表に掲げる事項を公告するものとする。

- 2 前項の公告は、当該工事等の参加申込受付最終日までとする。

(入札参加の申込等)

第 6 条 制限付入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、公告において指定された受付期間内に、制限付一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 申込書等は、公告の日から前項の受付期間の満了の日まで姫路市役所ホームページで提供するものとし、郵便、電話等による請求はこれを認めない。

- 3 申込みの受付は公告後速やかに行うものとし、第 1 項の受付期間は姫路市の休日を定める条例(平成 2 年姫路市条例第 1 5 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除き 5 日以上とする。

- 4 参加希望者は、公告において入札参加資格の確認書類の提出を求められているときは、姫路市契約規則(昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号。以下「規則」という。)第 9 条第 1 項で定めるもののほか、次の各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを市長に提出しなければならない。

(1) 当該工事等と同種・類似工事等の実績を記載した工事施工実績調書又は業務実績調書

(2) 当該工事等に配置できる主任技術者又は監理技術者の工事経歴等を記載した主任技術者・監理技術者設置届

(3) その他必要と認められる書類

- 5 前項の規定により提出された書類の作成に要する費用は、参加希望者の負担とする。

(書類の取扱い)

第 7 条 前条の規定により提出された書類は、入札執行後もこれを返却しない。

(入札参加資格の確認等)

第 8 条 市長は、第 6 条第 3 項の受付期間満了後 1 0 日以内に入札参加資格の有無の決定を行い、参加希望者に制限付一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。ただし、開札後に入札参加資格を審査する場合にあっては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加資格がないと認めた者から書面により異議の申出があったときは、速やかに回答するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第 9 条 設計図書の閲覧は、当該工事等に係る公告の日から入札日の前日までの間、財政局財務部契約課において行う。

- 2 前項の閲覧の時間は午前 9 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

とする。

- 3 参加希望者が設計図書の閲覧を希望するときは、設計図書閲覧申込書により申し込まなければならない。

(入札保証金)

- 第10条 入札参加者は、入札保証金を現金で納付する場合は、入札日の前日までに入札保証金納入申告書により、保証金額を申告しなければならない。
- 2 入札参加者は、規則第5条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、入札日の前日までに、当該保険証書を添えて入札保証金免除申出書により申出しなければならない。
- 3 前2項の入札保証金納入申告書及び入札保証金免除申出書は、本市の休日には提出することができない。

(初度入札に際しての書類の提示)

- 第11条 入札参加者は、当該工事等の初度入札の執行に際して、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 確認通知書

(2) 入札保証金の納入通知書兼領収書(規則第5条第1項第1号の規定により入札保証金を免除された者は除く。)

- 2 前項各号に規定する書類の提示のない者は、入札に参加できないものとする。

(入札執行の取消し等)

- 第12条 市長は、規則第10条第1号に規定するもののほか、当該入札の入札参加者が15人未満となったときは、入札執行を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月3日改正)

この要綱は、平成7年4月3日から施行する。

附 則(平成8年4月1日改正)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日改正)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日改正)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年8月21日改正)

この要綱は、平成14年8月21日から施行する。

附 則(平成18年5月1日改正)

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日改正)

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則(平成19年4月1日改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日改正）

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 24 日改正）

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日改正）

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日改正）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

公告すべき事項

1 入札に付する事項

(1) 工事名又は委託業務名

(2) 施工場所

(3) 施工期間又は委託期間

(4) 工事概要又は業務概要

(5) 前金払その他の支払条件

2 入札に参加する者に必要な資格

3 制限付一般競争入札参加資格申込書等の配布期間及び場所

4 入札参加資格の審査及び通知

5 設計図書の見学等

6 契約条項を示す期間及び場所

7 入札及び開札の日時及び場所

8 入札保証金、契約保証金等に関する事項

9 入札に関する条件

10 入札の無効に関する事項

11 その他